

個人消費者への国際電子サービスにおける営業税

April 2017

概要

従来より海外営利事業者が国境を越えて電子サービスを台湾の個人消費者に提供する場合、当該事業者が台湾に固定的営業場所を持たず、かつその販売額が NTD3,000 以下であれば当該事業者は営業税が免除され、消費者が納税者とされていました。一方、個人消費者を対象として電子サービスを提供している台湾内の営利事業者は、その売上高に対し 5% の営業税が課されており、台湾外の電子サービス業者と台湾内の電子サービス業者とが不公平な状況になっていました。

改正後の営業税法は2017年5月1日から施行されます。施行後最初の営業税申告期限は2017年7月15日であり、その申告対象月は5月と6月です。改正営業税によれば、台湾内の個人消費者に電子サービスを販売する外国事業者は、台湾で税籍登録を行い、販売額に対する5%の営業税を納付しなければなりません。

要点まとめ

1. 納税義務者の定義:

下記条件を満たす外国企業、機構、団体あるいは組織は台湾で営業税の納税義務者となります。

- 台湾において固定的な営業場所を持たない、かつ
- "台湾内の個人消費者"に電子サービスを提供する

2. 税籍登録:

外国納税者は自ら管轄税務当局に税籍登録を申請するか、台湾居住者、固定的営業場所を持っている企業、機構、団体あるいは組織を納税代理人として指名し、税籍登録を完了しなければなりません。

3. 税籍登録が必要となる基準額:

個人消費者への電子サービスの年間販売額がNTD480,000超の場合、税籍登録が必要となります。

4. 税率と申告手続き:

外国の営業税納税者は5%で営業税を計算し、各奇数月の15日までに前2ヶ月間分の営業税申告書の提出と営業税の納付を完了するか、あるいは納税代理人を指定し、代行させなければなりません。

5. 違反時の罰則:

納税代理人が規定の期限までに営業税の申告及び納付をしていない場合、NTD3,000以上 NTD30,000以下の過料が科されます。外国営利事業者が税籍登録を行わずに、営業税の申告および納付をしていない場合、申告漏れ税総額の5倍を超えない過料が科されます。

最新情報

- 外国営利事業者は台湾で税籍登録を行ってれば、2017年5月1日から2018年12月31日までの期間は統一發票の発行が免除されます。この優遇期間が過ぎた後、外国営利事業者は電子形式の統一發票を発行する必要があるものと思われます。コンプライアンスおよびITシステムの構築のための時間を確保するため、今後の動向に注意を払うことをお勧め致します。
- 財務部が追って公布した“税籍登録規則”には、台湾での電子サービス提供を行う外国営利事業者が税籍登録の申請に必要なとされる書類が盛り込まれています。たとえば、公証人と台湾大使館/領事館による公証・認証済み会社設立登記書類などがあります。そのため、会社は事前に関係書類を用意し、2017年5月1日から速やかに税籍登録手続きを始めることが望ましいかと思われます。
- 「営業税電子申告および納付指針」に、台湾で電子サービスを提供する外国営利事業者のための営業税申告と納付時の詳細情報が記載されています。たとえば、営業税の納付は指定銀行口座への電信送金か、あるいは指定金融機関とコンビニ払いの手段が設けられています。会社は、納税代理人を指名し、オンライン・プラットフォームを經由して税籍登録を行い、かつITシステムから必要情報を抽出できるようIT専門家と提携し、営業税申告の要件を満たすための適切な対応をされる必要があります。

現行の取引モデルがこの改正の影響を受けるか否か、あるいは改正営業税法のコンプライアンスにご不明なところがあれば、お気軽にPwC 台湾へご相談いただければと存じます。また、取引の事実背景が特殊な外国営利事業者は、財務部から具体的な見解を得るよう税務上の解釈通達を申請することも考えられます。

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
桃園隼一	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23415	junichi.tobaru@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
www.pwc.com/tw			

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers Taiwan, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Taiwan which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.